

1 洞爺総合センター使用料金

(1) 施設の使用料

利用区分		時間区分	午前	午後	夜間	全日
		9時から12時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から21時まで	
集会室	営利を目的として利用	3,000円	4,000円	5,000円	12,000円	
	上記以外で営利を目的としないものに利用	1,500円	2,000円	2,500円	6,000円	
和室	営利を目的として利用	1,000円	1,400円	1,800円	4,200円	
	上記以外で営利を目的としないものに利用	500円	700円	900円	2,100円	
大会議室	営利を目的として利用	1,000円	1,400円	1,800円	4,200円	
	上記以外で営利を目的としないものに利用	500円	700円	900円	2,100円	
小会議室	営利を目的として利用	650円	650円	780円	2,080円	
	上記以外で営利を目的としないものに利用	500円	500円	600円	1,600円	
青年研修室	営利を目的として利用	1,000円	1,400円	1,800円	4,200円	
	上記以外で営利を目的としないものに利用	500円	700円	900円	2,100円	
調理実習室	営利を目的として利用	1,400円	1,800円	2,200円	5,400円	
	上記以外で営利を目的としないものに利用	700円	900円	1,100円	2,700円	

備考

- 1 利用時間には、準備、後始末に要する時間を含む。
- 2 区分を超えて利用する場合は、1時間につき当該承認を受けた区分の使用料の3割の額とする。なお、1時間未満の利用については、1時間の利用とみなす。
- 3 入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するもので、その額が3,000円を超える場合（段階がある場合は最高額）は、営利目的の利用とする。

また、入場料等がなくても公共の目的以外の物品の販売がある場合は全て営利目的とみなす。

(2) 備品等使用料

備品等名	使用料
集会室音響・舞台設備	1日につき 3,000円
集会室照明設備	1日につき 1,000円

備考

- 1 用具の外部への貸出は、禁止とする。
- 2 施設にない備品が必要な場合は利用者が用意し、責任をもって使用する。
- 3 ホールのピアノ調律が必要な場合は、当該施設の指定する調律師により行うものとし、その経費は利用者負担とする。

(3) 暖房料

利用区分	使用料
集会室	1時間ごとに 400円
その他（会議室・調理実習室・和室）	1時間ごとに 150円

備考

- 1 暖房の期間は、11月1日から4月30日とする。ただし、この期間以外でも暖房を利用した場合は同様とする。
- 2 1時間未満の利用は、1時間の利用とみなす。

(4) テニスコート使用料

使用料
1時間ごとに400円

備考

- 1 町外の利用は、使用料の5割増とする。
- 2 利用時間には、準備、後始末に要する時間を含む。

(5) テニスコート夜間照明使用料

使用料
1時間ごとに400円

備考

- 1 夜間照明の利用は、17時から21時までの間とする。
- 2 夜間照明は日没によらず18時以降の利用の場合、全て徴収する。ただし、この時間前に利用した場合も同様とする。
- 3 1時間未満の利用は、1時間の利用とみなす。